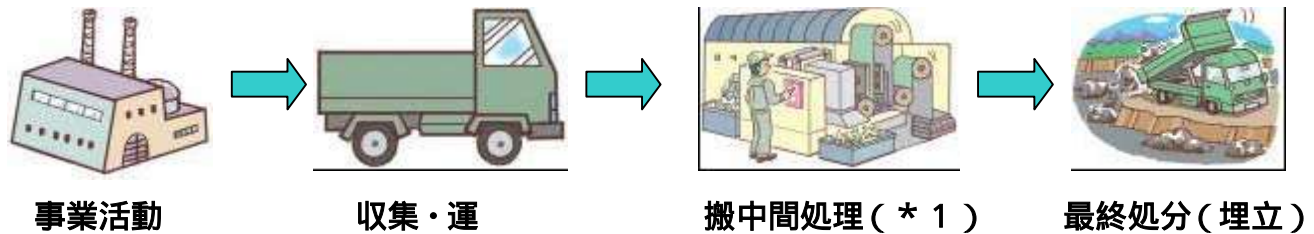




3 産業廃棄物の現状

熊本県内では、家庭などから出された一般廃棄物のおよそ10倍の産業廃棄物が出されています。リサイクルや減量化により、最終処分場への埋立量は年々減少していますが、排出量は増加しています。

産業廃棄物については、排出した会社や工場が自らの責任で処理しなければならないと法律によって定められています。しかし、処理を行うためには一定の技術や設備が必要です。このため、処理施設を持っていない排出事業者のために、知事（熊本市内の場合は、熊本市長）の許可を受けている処理業者に委託して、処理を行う方法が認められています。



*1 産業廃棄物を最終処分する前に焼却・脱水及び破碎などを、行うことによって、減量化・再利用などのメリットが発生します。このことを中間処理といいます。

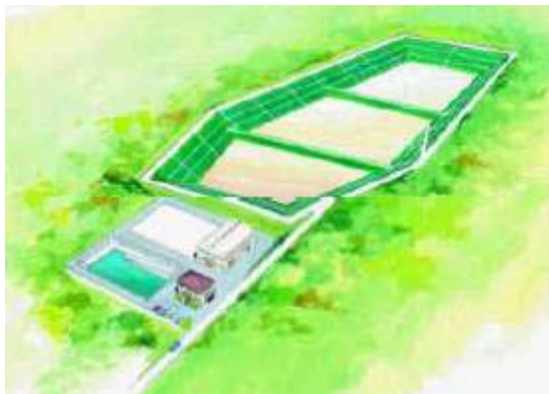
公共関与による取り組みについて

産業廃棄物は、これを排出する者（排出事業者）が適正に処理しなくてはなりません。これを処理するために必要な施設の確保についても、排出事業者自ら又は民間処理業者による確保が基本です。

しかし、現在県内における民間処理業者が設置する管理型最終処分場は、現状のまま推移すれば、平成22年度中には不足することが予想されており、このままでは不法投棄の増加や県内産業活動への影響が心配されます。

そこで、県では、県などの公共が関与して、この産業廃棄物管理型最終処分場を整備する取り組みを進めています。この取り組みが「公共関与」です。

（管理型最終処分場イメージ図）



管理型最終処分場とは、汚れた水をきれいに浄化する施設を持つ最終処分場のこと